

令和8年度伊東市省エネ型家電製品

購入支援補助金交付の手引き

伊東市では、ゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化対策に向けた家庭のエネルギー費用負担を軽減するため、省エネルギー性能の高い家電製品である「エアコン」の購入者に対し補助を行います。

補助対象者

- 1 補助金の交付対象となる者は、補助対象機器を市内の店舗又は事業所から購入し、かつ、住民登録地の住宅に設置し、自ら使用する者で、申請時において次に掲げる要件をいずれも満たす個人の方
- 2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- 3 補助事業を行う住宅の所有者又は同一世帯員
- 4 市税を滞納していない方
- 5 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号第2条第3号）に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者

申請受付の条件

- 1 令和8年6月2日(火)から令和8年9月30日(水)に対象機器の購入のために見積もり等を受け取り、申請を行った後、年度内に工事完了し令和9年2月26(金)日までに完了報告書を提出すること
- 2 補助金の交付は、補助対象機器ごとに1世帯につき1回限りです。

申請受付

令和8年6月2日(火)から、伊東市役所2階環境課申請窓口へご持参ください。

※審査には2週間程度かかります。早めの申請をお願いします。

申請は、製品購入前の提出が必要です。

※ 代理人が申請する場合は、委任状の添付が必須となります。

- 1 補助金交付申請書【第1号様式】
- 2 補助対象機器の購入及び設置に係る経費の内訳が分かる見積書の写し
- 3 補助対象機器の統一省エネラベルの多段階評価点を確認できるカタログ等の写し
- 4 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

補助対象機器	要件	金額(円)
エアコンディショナー	① 補助対象機器の購入に要する経費（リサイクル処理に係る費用を除く。）の合計金額が10万円以上であること。 ② 資源エネルギー庁が提供する省エネ型製品情報サイトに掲載されていること。 ③ 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること。 ④ 新品かつ未使用であること。 ⑤ リース品又はレンタル品でないこと。 ⑥ 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助金を受け、購入するものでないこと。	20,000

完了報告

報告書は、設置工事完了後に速やかに提出してください。必ず年度末までに提出してください。

- 1 完了報告書【第3号様式】
- 2 補助対象機器の購入等に係るレシートや領収書等の写し（購入店舗、購入金額の記載があるもの）及び購入等に係る経費の内訳が分かる書類
- 3 メーカーが発行した補助対象機器の保証書の写し（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）
- 4 補助対象機器の設置の状態が分かる写真

変更及び中止申請

交付申請を行った後に補助対象事業の内容に変更又は中止する場合にあって、変更の場合は、変更内容が分かる資料を添付し、変更申請書【第2号様式】を提出してください。

その他

交付申請書・請書・完了報告書・請求兼領収書・指定口座の名義は同じ申請者とし、同一の印鑑を使用してください。（認印可、浸透ネーム印不可）

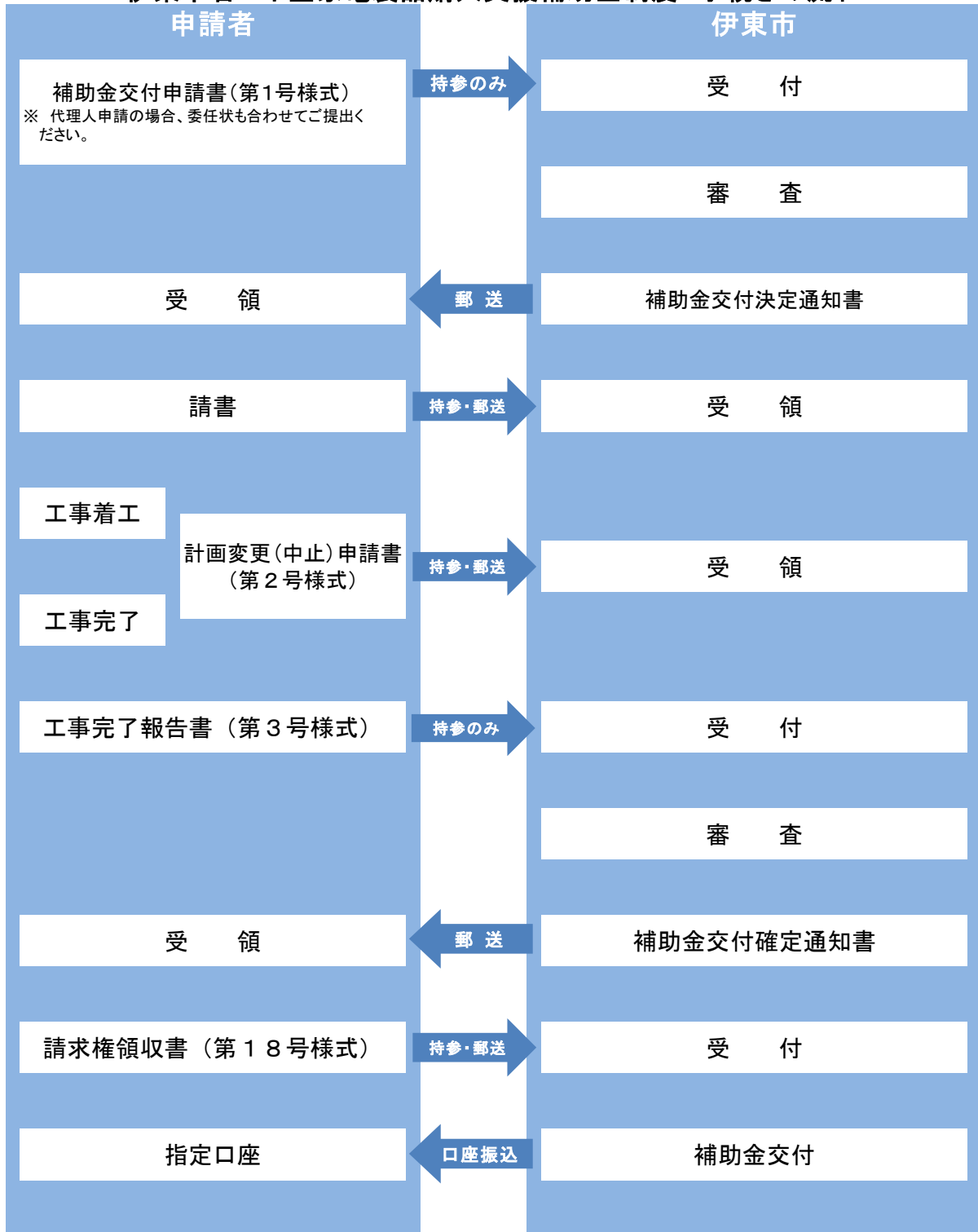
ホームページQRコード

問い合わせ先
伊東市役所 環境課 環境政策係
☎0557-32-1374

※申請書類等は、ホームページからダウンロードできます。



伊東市省エネ型家電製品購入支援補助金制度 手続きの流れ



※ 提出書類の印についてはすべて同一のものを使用してください(認印可、浸透ネーム印不可)

※ 添付書類については、ご案内のリーフレット等をご参照ください。

※ 補助金は口座振込により、入金は請求領収書提出後、約1か月を要します。

伊東市役所 市民部
環境課 環境政策係
電話 0557-32-1374